

議事（１）名古屋交通圏「準特定地域指定」の解除について

1. 解除日 …… 平成 29 年 10 月 1 日施行
 2. 告 示 …… 平成 29 年 9 月 29 日付官報（資料 1）
 3. 準特定地域指定解除に関する概要説明（資料 2）
 4. 準特定地域指定解除に伴う措置
- (1) 名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会及び計画「名古屋のタクシー日本一戦略」の取扱いについて
- ▶ 協議会及び計画「名古屋のタクシー日本一戦略」のいずれも「法定協議会・計画」から「任意協議会・計画」に移行します（下記参照）。

VI 本戦略の進め方・進行管理（「名古屋のタクシー日本一戦略」P31・32 抜粋）

(1) 実施スケジュール

「別紙 1」の図に示します。

なお、本戦略の期間については、改正タクシー特措法（平成 26 年 1 月 27 日施行）の附則にて「法律施行 5 年を経過した場合において、（中略）実施状況について検討を加え（中略）所要の措置を講じる」とされていることから、策定日から法律施行 5 年を経過した期間（平成 31 年 1 月 26 日）までとします。それ以降の取扱いは別途、本協議会で決定します。

(2) 着実かつ適切な推進のための PDCA（Plan-Do-Check-Act）の仕組み略

(3) 準特定地域指定と本戦略（地域計画）との関係

① 準特定地域指定解除期間満了後及び同指定解除後の取り扱い

国による名古屋交通圏の準特定地域指定の期間は平成 29 年 1 月 26 日^{注1}までとなっており、その満了後指定が解除される可能性があります。また、期間中に指定解除されることもありえます。指定解除後には本戦略および本協議会は法定のものではなくなりますが、本戦略の期間中は引き続き任意の計画および協議会として継続することとします。^{注1}（平成 31 年 9 月 30 日まで延長）

② 特定地域指定基準に合致した場合の取り扱い

(ア) 本協議会（準特定地域協議会）で特定地域指定の合意・不合意について決議します。

(イ) 特定地域指定の合意がされた場合、特定地域協議会に変更後も本戦略を継承します。その上で、特定地域協議会が作成する「特定地域計画」に、本戦略の内容に加え、特定地域計画としての必要事項を加えます。

(2) 任意協議会への移行に伴う協議会設置要綱の制定について

- ▶ 任意協議会設置要綱制定【案】（資料 3）

○国土交通省告示第八百九十三号
 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第一項及び同条第二項において準用する第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十九年九月二十九日
 国土交通大臣 石井 啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示
 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(準特定地域)

第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間はそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期 間
一 北海道運輸局長	「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」及び「北見交通圏」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
(略)	(略)	(略)
三 関東運輸局長	「鹿行交通圏」	平成二十九年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

改正前

(準特定地域)

第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間はそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期 間
一 北海道運輸局長	「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」、「釧路交通圏」、「帯広交通圏」及び「北見交通圏」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
(略)	(略)	(略)
三 関東運輸局長	「鹿行交通圏」	平成二十六年十月三十一日から平成二十九年九月三十日まで

四 北陸信越運輸局長	〔長岡交通圏〕、〔上越交通圏〕、〔新発田市 A〕、〔柏崎市 A〕、〔高岡・水見交通圏〕、〔砺波市 B・南砺市〕、〔南加賀交通圏〕、〔松本交通圏〕、〔上田市 A〕及び〔飯田市 A〕	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
	〔知多交通圏〕、〔尾張北部交通圏〕、〔西三河北部交通圏〕、〔西三河南部交通圏〕、〔静清交通圏〕、〔富士・富士宮交通圏〕、〔沼津・三島交通圏〕、〔浜松交通圏〕、〔磐田・掛川交通圏〕、〔藤枝・焼津交通圏〕、〔大垣交通圏〕、〔高山交通圏〕、〔美濃・可児交通圏〕、〔東濃東部交通圏〕、〔津交通圏〕、〔福井交通圏〕及び〔武生交通圏〕	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
五 中部運輸局長	〔伊豆交通圏〕	平成二十八年十月一日から平成三十一年九月三十日まで
	〔尾張西部交通圏〕、〔東三河南部交通圏〕及び〔松阪交通圏〕	平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日まで
六 近畿運輸局長	〔北摂交通圏〕、〔河北交通圏〕、〔河南 B 交通圏〕、〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔大津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
	〔北摂交通圏〕、〔河北交通圏〕、〔河南 B 交通圏〕、〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔姫路・西播磨交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔大津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
四 北陸信越運輸局長	〔長岡交通圏〕、〔上越交通圏〕、〔三条市 A〕、〔新発田市 A〕、〔柏崎市 A〕、〔高岡・水見交通圏〕、〔砺波市 B・南砺市〕、〔南加賀交通圏〕、〔松本交通圏〕、〔上田市 A〕及び〔飯田市 A〕	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
	〔名古屋交通圏〕、〔知多交通圏〕、〔尾張北部交通圏〕、〔西三河北部交通圏〕、〔西三河南部交通圏〕、〔静清交通圏〕、〔富士・富士宮交通圏〕、〔沼津・三島交通圏〕、〔浜松交通圏〕、〔磐田・掛川交通圏〕、〔藤枝・焼津交通圏〕、〔大垣交通圏〕、〔高山交通圏〕、〔美濃・可児交通圏〕、〔東濃東部交通圏〕、〔津交通圏〕、〔福井交通圏〕及び〔武生交通圏〕	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
五 中部運輸局長	〔伊豆交通圏〕	平成二十八年十月一日から平成三十一年九月三十日まで
	〔尾張西部交通圏〕、〔東三河南部交通圏〕及び〔松阪交通圏〕	平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日まで
六 近畿運輸局長	〔北摂交通圏〕、〔河北交通圏〕、〔河南 B 交通圏〕、〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔姫路・西播磨交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔大津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
	〔北摂交通圏〕、〔河北交通圏〕、〔河南 B 交通圏〕、〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔姫路・西播磨交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔大津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで

附則
この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。